

昭和二十一年四月

臺灣統治終末報告書

臺灣總督府殘務整理事務所

46.1.7

0356

吾が國の臺灣統治終局に付きまして額末を御報告申し上げますことは寛ん
感極無量の至りに存じますが四月下旬在臺四十餘萬の軍官民の引揚還送が
完了致しました此の機會に終戦後の臺灣の實情殊に接收の経過、在留日本
人の動向と其の還送等につき以下概略御説明申上げ度存じます。

一、終戦直前の島情

終戦前に於きましたては當時フイリピン戰線日に不利となり沖縄亦陥落
の余儀なきに至り敵機の來襲次第に激烈となり臺灣周辺の戰機愈々緊迫
を告げて参りましたので臺灣戰場化必至の想定の下に總督府に於きました
ては單と表裏一体となり飛行場の増設、築城陣地構築等警戒態勢強化に
島民の總力を結集せしめますると共に主要食糧の生産配給の確保に最善
を盡す外各種軍需資材及生活必需物資の島内自給を圖り且凡ての施策の
根底として治安の維持、民心の把握に不斷の配慮と警戒を致しました。
島民も亦日本人は素より本島人に於きましても官の施策に則應致しまし
て豫想以上の協力の實を示し空襲の危機に曝されつゝも困苦欠乏に耐へ

(1)

0357

多數の青年を従軍せしめました外或ひは各種軍事施設作業に輸送に、生産に寄與致して參り幾多の惡條件下鬼も角も戰場態勢の整備強化に奉官民一休となり涙ぐましき努力を傾注し來り相當賛頌を收めて參つた次第であります。

二、終戦直後の島情

八月十五日終戦の大詔を拜しましたことは洵に晴天の霹靂とも申すべく、一時は全く呆然自失焉す處を知らざる状態でありまして、在留日本人は將來の國運の悲惨なるを想ひ沈痛悲憤の情懼へ難き余り如何なる舉に出ずるや測り難く本島人の歸郷も豫斷を許さざるものありと存じまして民心の不安動搖を防ぎ不測の事態を惹起せしめざる様同日總督諭告を發し只管大詔を奉じ輕舉妄動を慎み軍令を絶對に信頼して冷靜生業に励むべき事を諭しました。其後當初憂慮致しました如き突發事件もなく民情に大きな變動を見ず太勢は事茲に至つては已むなし大詔を奉行し如何なる困難も甘受してボツダム宣言の履行に努めるの外ならとの決意を固ゐる

(2)

に至り本島人に於ては戦争終局に依る安堵と明朗の氣分が觀取せられた
外種々複雑な感情の潜在底流するのを認められましたが、將來の見透し
明確なりざることと無傷の日本軍が叢存致して居りまする關係もありま
して表面上は從前と何等異なる處なく一部には寧ろ日本の敗戦を痛み悲
しむ者すら散見せられ、平靜の中に推移致しました事は洵に幸ひと存す
る處であります。

爾來總督府に於きましては大詔を奉行致しボツダム宣言の忠實なる履行
レ遺憾なきを期し他面領臺以來一貫して變らぬ一視同仁の御聖旨に基く
統治方針を終局に至る迄完了する爲民心の安定を圖り且文化、産業、經
濟その他諸汎の分野に亘り臺灣の現在水準を低下後退せしめる事なく平靜
且開港権に統治の引継を致しますると共に顧ばくは過去五十年に亘る辛
酸努力の結晶とも謂ふべき在留日本人の権益の保護を固り更に永年に亘
る内臺共存を基礎とし將來の日華親善の先駆たらしめんことを目途とし
種々努力致して參りました。亦在留日本人に於きましても終戰直後の本

(3)

島人の平靜なる動向に樂觀的な氣分濃厚となり今後の母國の苦難を想ひ
亦五十年に築き上げ來た今日の地盤を放棄して本島を去るに忍びず何
とかして外交交渉に依り臺灣に於ける日本人權益の容認を得、將來の日
華親善合作の實を上げ度として本島に殘留を希望する者も多き状態で
ありました。

而して終戦後の島情に鑑み既に存置の要なき各種統制は素より今後行政
執行力減退に伴ひ実施困難であり且島民に重壓感と不満を抱かしむる傾
向ある各種統制は寧ろ之を廢止し島民に明朗感を與ふると共に民心の激
發を避くることが適當と認め戰時經濟統制を逐次撤廃致したのであります
すが食糧管理、物價賃金統制は之が確保極めて困難の状勢にはあります
が、尚島民生汚に激變を與へインフレの奔騰を刺戟するを慮り之を存
置せしめたのであります。

九月に入り南京に於ける中國戰區受降調印式に行はれ、臺灣の中國復歸確
實となリ其の時期意外に早きを豫想せらるゝに至り本島人間に漸次日

本よりの離反傾向、表面化し地方第一線官公吏に對する暴行、米穀供出拒否乃至は供出済米返還要求等の紛争惹起し行政秩序混亂の徵漸く著しく
亦此の機に乗ずる不逞無賴の徒の抬頭を見日本人財物の強奪強奪隨所に
發生する等治安を紊り公安を害する事象續出するに至ったのであります。

而して中國軍官の先遣渡臺し本島光復解放を宣傳するに至ったのであります。
の傾向は次第に激化し十月前進指揮所設置以後は愈々熾烈となり日本官
憲の行政執行力急激に弱化し治安は日を追つて混亂するに至ったのであ
ります。亦此の行政秩序の破綻、治安の混乱と並行致しまして物價は急
激に高騰の一途を辿り社会不安を深刻化し島民生活に重大なる脅威を與
へ憂慮すべき惡性インフレの進行を如何とも爲し得ざるに至りましたこ
とは洵に遺憾に堪えぬ所であります。

三、接收の概況

(1) 横濱に於ける降伏調印式以後の經過に依り臺灣は中國本土と一律に
中國最區として支那總軍司令官を以て帝國代表とせられ中國側と現地

(5)

0361

交渉に依る事となり且軍事以外の事項も附隨的に同様處理せらるること明らかとなりましたる處本島官民としては日本領土として五十年を経たる本島が支那本土占領地と一緒に處理せらるべきことを虞るると共に本島の實情に通せざる支那總軍及在外外交機關に於て本島特殊事情を十分中國側に諒解せしめ得るや否やに付多大の憂慮の念を抱く實情でありましたのに鑑み支那總軍司令官に對し中國との交渉に當り本島の特殊事情を考慮せらるべき事を申入る入様打電致す外陸軍省を通じ同様の趣旨の連絡を願つた次第であります。

(四) 九月九日南京に於ける中國戰區受降式舉行せられ、中國軍官の渡臺の時期、近きこと明らかとなりましたので之に備へ交渉の統一を圖る終戰連絡事務局を設置し爾來同局をして中國側及本島駐在米軍に對する交渉連絡の衝に當らしめた次第であります。

次いで十月五日臺灣省行政長官公署警備總司令部前進指揮所が公署被

書長葛敬恩氏を主任として設置せられ、同日臺灣省警備總司令部備忘録（臺軍寫第一号）及臺灣省行政長官公署備忘録（臺政寫第一号）を手交せらるると共に同日前進指揮所通告第一号が發せられたのでありますか之に依り

- (一) 陳儀長官着在前に在つては本島一切の行政司法事務は臺灣總督以下日本原有各機關に依り現状を維持繼續せしむべく、臺灣總督は其の徹底実施方監督の責を負ふべきこと
- (二) 臺灣現行の貨幣は引續き流通を允許すること
- (三) 教育、産業、交通、通信公共事業は現状を維持し停頓すべからざること
- (四) 各種重要施設資材、物資、文獻、簿冊は現状を維持し完全なる状態を以て保存すべきこと
- (五) 日本人公私有財産の移動、轉賣、處分を禁止すること
- (六) 方針が明示せられましたので總督府に於ましては直ちに右命令を

(ノ)

地方廳に轉達し取締指導の萬全を期せしもると共に同備忘録に依り命令せられましたる事第であります。尚日本人公私有財産移動禁止に因りましては法的措置の必要を認めましたので同月十五日不取扱緊急律令として昭和二十年律令第七號へ中華民國臺灣省行政長官公署ノ發スル命令ニ依ル事項ヲ實施スル爲めスル命令(三閔スル件)及之に基く府令第二百三十號へ公私有財產处分等ノ制限ニ關スル件)を公布、右緊急律令の事後御裁可を仰いだ次第であります。

而して此の備忘録及通告に依りまして現狀維持、行政不停頓方針に依リ前述指揮所設置後も引續き本島統治の責任は臺灣總督に負はされ前途指揮所は臺灣總督に對し所要の命令を爲すこととし直隸本島行政に當らざることとなり中國側よりするとときは所謂閻権行政の方式を採つた譯でありますか素より臺灣總督としても前述の如く五十年統治の結果今日の成績を致しましたる本島の現状を維持し、円満且整然として

(8)

0364

之

を中国側に引渡し本島統治の終局に際しても有終の美あらしむる。

とこそ當方の念願でありましたので當時既に日本官憲の威信失墜し治安混亂し行政停頓、社會經濟秩序破綻の徵兆ひ難きものある動向に重大の變處を抱きつゝ各機關を指導鞭撻し掉尾の努力を傾注せしめ且總督としても再三聲明を發し中國側の要望する所を明示して島民の自重自肅を促す外中國前進指揮所に對しても各種緊急要務に關し機を失せざる措置を講ずる様申入れを行ひ治安維持、納稅義務履行等に關する通告を發せしむる等種々齊心致しましたが既に四圍の情勢全く一變し爲に特に効果の見るべきものなかりしは已むを得ざる所と存じます。

十月二十四日陳儀長官兼警備總司令官着臺、翌二十五日臺北市に於て臺灣地區受降式が舉行せられ日本側よりは安藤總督兼軍司令官が高麗警備府司令長官、臺灣軍參謀長及總務長官代理等を隨へて出席、降伏調印の後陳儀長官兼警備司令官より行政長官公署、警備總司令部命令（署部寫第一號）を手交せられたのでありますか同命令は

(一)

行政長官兼警備司令官及其の指定する部隊並に行政官は臺灣澎湖列島地區の日本陸海空軍及其の補助部隊の投降を接受し併せて臺灣澎湖列島の領土、人民、治權、軍政施設及資產を接收すること。

(二) 本命令受領後は凡ゆる臺灣總督及第十方面軍司令官等の職權は一律に取消し臺灣地區日本官兵善後連絡部長と改稱して陳儀行政長官兼警備總司令の指揮を受け隸下の行政軍事等一切の機關部隊人員に對し同長官の命令、訓令規定指示を傳達する以外如何なる命令をも發布し得ざるべきこと。

(三)

命令を受けたる日より直ちに迅速確實に前時にても命を換うて交替し得る如く準備を始むべきこと。

を内容とするものでありまして茲に於て臺灣軍の無條件降伏正式に確定すると共に臺灣總督の職權は取消され日本の臺灣統治は終局を告ぐる事となつた次第であります。即ち從前の國際慣例より致しまするときは日本領土たる臺灣の割譲は將來締結せらるべき構和條約に依り正

(10)

0366

式に確定せらるべく其の間に於ては中國の保障占領の下間接統治形式
に於る軍政施行せらるるに非ず々との豫想も行はれたのであります
此の命令に依り國際法上の當否は兎も角として中國の一方的宣言並以
つて臺灣の領土、人民、治權は十月三十五日を劃し、中國側の接收す
る處となり本島は中國の版圖に歸し且陳儀長官に依る直接統治を實施
せらるることとなつた次第であります。同時に臺灣總督は臺灣總督區
本官兵備後連絡部長として行政長官の指揮を受け中國側の命令轉達の
後聞だるを命ぜられたのであります。次いで十月二十八日總督有及
所屬機關の接收に関する最高責任者一人も指定すべき旨の命令があり
ましたので總務長官を指定すると共に本人不在中總務長官代理を代理
責任者と指定する旨回答、行政長官公署より折返し總務長官に對して
は善後連絡副部長、總務長官代理に對しては同代理副部長とすべき旨
の通知あり。爾後行政司法部門の接收に付ては公署より善後連絡部代
理副部長宛に中國側の接收責任者及接收日時を指定通告、代理副部長

(11)

0367

より之を各機関に轉達したる上実施せられたることとなつたのであります。

(二) 斯くして行政司法部門の接收は十一月一日より開始せられ總督府及其の直轄機關並に所屬團体の接收は十一月一日より開始、同月末迄に略完了、地方廳の接收は十一月八日開始十二月中旬に概ね完了、一部は十二月に亘り、學校其の他の諸機関亦十二月中旬頃迄に總て完了を見たのであります。接收に際しての中中國官吏の態度は概ね總健且友好的であり略々對等の立場にて授受を行ひ中國側接收方針として接收に臨む態度に付統一的指示ありたるもののが如く推察せられました。

亦接收は終戰後相當の余裕があり準備充分に行はれました。實際上略々順調に実施せられました。而し乍ら今回の接收に於ては行政事務本位の日本行政機關の事務引継とは著しく異り専ら物的接收に重きを置き懸案事項、緊急要務等重要な行政事務の引継には殆んど関心を示さぬ事は日本側の意外とする處でありましたが更に施設、物品、金錢の

接收に付きましても両國會計制度の相違、即ち日本に於ては総合的會計制度を採るに對し中國に於ては著しく清貧的色彩濃厚なる會計制度なることに原因し、種々の誤解、疑惑を生じ惹いては紛糾乃至は感情問題を醸しました事例もありましたが概ね円滑迅速に更替を了することができました。

(ホ) 次に接收に伴ひ日藉職員の處置に付きましては各部門共若干の例外を除き等しく日藉職員の協力を希望し本府及直轄機關は概ね大割合廳は約三、四割の多數の留用を求められました。素より行政の停頓ながらしむる爲には中國官吏の実情に通ずる専知識経験ある日藉職員の協力は欠くべからざるものであることは容易に了解し得る所であります
が、八年抗戦の民族的感情を超え豫想外に多數の日藉職員を留用致しましたことは中國官吏の寛容なる態度と相俟ち日藉官吏にも少なからず感銘を與へた次第であります。

而し乍ら本年二月日僑の集團還送開始せらるるに留用日藉職員は物價

(13)

0369

騰貴に生計を維持し難く次第に窮乏に陥りついりました爲治安上の不安と相俟ち殆んど大部分本國歸還を希望するに至り中國官吏の引止め慰留にも拘らず亟て留用解除を求むるに至りましたが三月下旬中國に於て本島留用日籍職員數官民を合せ七千人、其の家族を合せ二萬八千人の残留を認むることに方針決定せらるるに及び各部門別に割當てられたる員数内に於て眞に不可欠なる最少限度の技術及特殊技能職員のみを保留し大部份の者は留用解除の上歸還せしむることに決定を見た次第であります。

此の間官兵善後連絡部に於きましては中國側の留用方針徹底を欠き局部的には妥當ならざる留用を強要する回もあり本引續き留用せらるゝ職員の將來不安を緩和除去するの事を認め行政長官公署に對し再三交渉を行ひ日藉職員の留用は本人の希望に倣るべく特に中國側に於て留用を亟請せらるるは眞に不可欠の技術者及特殊技能者に限らるべきこと、留用者の將來の不安をからしめる爲、留用期限及工作目標を明確

(14)

0370

にし留用者に相應の地位を與へ且技術技能を發揮し得る如く取扱ひ治
安の現況に鑑み生命、財産、居住の保障を為すと共に相應の生活維持
に必要な經濟的處置を考慮し且將來歸還の際の艤船及日本との通商
家族送金を可能ならしむべきこと等の申入を行ひ中國側の概括的公約
を得たる次第でありますか、歸國の希望に反し残留を余儀なくせらる
る留用職員の勞苦と犠牲に付ては同情を禁じ得ざるものがあると存す
る次第であります。

以上行政司法機關の接收状況を申しあげましたが銀行、會社其の他
の民間企業に付きましても官廳接收に續いて概ね十一月下旬より監理
署より派遣せられた監理員を以て監理委員會を構成し經營は其の監理
下に置かれ現在尙接收工作実施中であります。接收完了には今後尚若干
千の日子を要する見込であります。

四 本島人の動向

本島人の動向に付きまして申述べますれば一度中國復歸明かとなり、中國制の解放光復の宣傳展開せられまするや今日の盛況と社會福祉並に島民の文化的經濟的水準の向上を齊らしましたにも拘らず急激に日本より離反するに至る至目の辺り見在留日本人は等しく異民族統治の困難を今更乍ら索然として痛感致した次第であります。が中國政府の日本人に対する處遇方針を理解せざる一部の者を除き純良且冷靜なる多くの本島人は終戦後今日に至る迄一貫して日本人に對し親愛別離の情を示し居り素朴なる民衆も多く個人的感情としては日本人に對し同情の念を抱き居りたる事が伺はれるのでありますて茲に如何ともし難き民族感情は別として本島統治の御恩澤と道義性は永く心ある島民の胸裏に銘記せられ今後この日華親善に何等かの寄與を爲し得るものと期待し得、臺灣五十年の統治は日本帝國の將來にとり無意義に終らざる事を信じ以て寂寥を慰し居る次第であります。

尚高砂族に於きましては其の素朴純情なる氣持を以て日本の敗戦に同情

(16)

0372

せる実情でありまして今次戦争に於ける犠牲及貢献を想ふ時別離の情を禁じ得ざるものがあり、将来に於ける同族の多幸を祈りて已まぬ次第であります。

五 在留日本人の動向

終戦後中國側の對日本の方針を観察致しまするに終戦直後蔣主席は「不以怨酬怨而樂與為善」と方針を闡明し日本人に対する報復を戒め日本國民に深き感銘を與へたことは記憶に新なる處であります。が本島に於きましても日本帝國主義及軍閥に對する攻撃非難は別として對日本の方針としては此の蔣主席の言を引用し本島人に對しては大國民的寬容と自制とを求める日本人に對しては自肅自戒と中國行政への協力を望んだのであります。一面在留日本人亦官民共に相成るべくは五十年日本領土たりし本島の特殊事情を中國側に容認せしめ永年辛酸努力の結晶たる在留日本人の保護を圖り内臺共存の基礎の上に将来日華親善の先駆たらんとの念願の下に強く殘留を希望したのであります。

(17)

0373

然し乍ら現實の社會狀勢は日華双方の基本觀念に反し渡臺早々中國側は本島民心の把握及民族意識の昂揚を圖るに急なるの餘り日本統治の非難解放光復の運動に努めたる爲一部無理解の本島人間に誤れる對日本人觀を激成し治安の混亂と相俟つて中下層方面に在りましては公然と地方第一線日藉官公吏其他の在留日本人に對し暴行壓迫を加へて舊怨私憤を晴し一部不逞の徒は或は賊物を強奪し或は金品を強要するものあり純真なる青少年層に於てすら一時は鬪爭的氣分に陥り日本人子弟に暴行を加ふる者あり、これが爲在留日本人は敗戦の慘苦を嘗めつゝ之に抗するに術なく加かるべ終戰以來高騰の一途を辿りたる物價の重壓、家屋の接取、不法收奪に依る住宅難並に在留日本人權益資產は凡て中國に接收の上賠償に充てらるる方針が漸次明確になりたる等の事情に因り漸次當初の留臺希望弱まり遂には在留日本人の殆んど大部份が各種權益及資產に對する愛着を断ち苦難に満ちたる母國に裸一貫にて新生途を拓かんと決意を固むるに至りましたことは日華双方の爲に眞に遺憾に堪へません。只前

(18)

0374

述の如く中國政府の日本人に対する根本方針は利然と致して居りますので大局的には今後順次良好の状態に進移するものと信じて居る次第であります。」

大一在留日本人の還送及財産處理

在臺日本人的還送に付きましては中國及米國の協議に依り決定しました方針に従ひ昨年十二月下旬より先ず軍の輸送を開始し二月下旬には八萬の軍人遺族次いで一般居留民の還送を開始し四月下旬以て總數四十餘萬人の計画輸送を完了致した次第であります。此の場合從來の責任者たる市長、郡守、州知事、廳長並に本府幹部職員は各其の管内居留民の最後尾となつて歸還するの原則を立て、參りましたが幸に零々疎走通りに実行せられましたことは當事者として欣快に堪へざる所であります。而して一般日本人の還送業務の実施に當りましては總督府以下の行政機構は中國に接收せられました爲全島的連絡の機能を喪失致しました関東もあり軍の機構を中心と致しまして約一萬人の將兵を殘留せしめ之に

(19)

0375

從事せしめました外日本人官民より所要の陣容を補足し軍官民一休とな
り圓滑なる還送の実施に當らしめたのであります。一般在留日本人の還
送は累の場合と異り集団行動に馴れず且婦女子を雜えて居りますので其
の還送に付きましては種々の困難を豫想せられ計画配船に應ずる編成乗
組が順調に行はれ得るやは頗る憂慮せられ所であります。幸にして大
過なく之が完了致しました事は最も欣幸に存する處でありますと共に中
國政府及在留米軍の格段の取扱ひ並に最後迄多大の犠牲を拂ひ還送業務
に従事致しましたる軍官民に對し深く感謝致して居る次第であります。
還送に伴ふ在留日本人の財産處理に關しましては中國側及米國軍との協
議の結果一人當半円、郵便貯金通帳及中國本土より若干緩和せられたる
數量の衣類寝具其の他の身廻品の携行を認められたる外は凡て中國側の
接收する處となり、接收資產に付きましては中國側の一萬的評價依る
私有財產清冊及企業財產清冊と稱する證明書を交付せられた次第であり
ます。

(20)

0376

尚還送及財産處理に付しまして在臺米國側は日本に対する終始悔意的態度を以て臨み一般的にも敵戦後各種の問題に關し在留日本人の庇護者的的行動を採り來りました事を特に申添へて置き度いと存じます。

八 結論

以上終戦後還送に至る経過の概略を御報告申述べたる次第であります。於臺灣在留日本人は等しく今後終戦に當り深く宸襟を惱まし奉ります。然と吾國民として衷心申譯なく存じ凡ゆる苦難に耐え戦後日本再建に最善の策を致すべく其の心境悲痛の中にも本希望と意氣を燃えて母國の土を踏んだのであります。生活の本據を失ひ、資産権益を放擲して謀一貫となり歸還致したる次第であります。其の中には勤ながらず、生活に困窮を告げ社会の落伍者となるものも有り得ること、存じ憂慮に堪へぬ所であります。

亦今回中國側の留用命令に倣り殘留を余儀なくせられました首に付きます。

しても今後の島情の推移如何に依りましては如何なる困難に遭遇する事も知れず。洵に同情の念禁じ得ざるものがあります。之等殘留日本人の連絡保護指導のため差當り少數の者を運び中國政府監督の下に其の在に當らしむる二下と致した次第でありますか今後之等二萬八千の留臺者の歸還、家族送金及援護に付きましても政府の理解ある措置を切望致す次第であります。

最後に臺灣は日本の版圖より離脱致したのでありますか半世紀に亘る日本との關係は急激に切断し得るものではなく、文化、産業、經濟の各部門に亘り今后に於ても日本との連繫を要するもの少からず存するものと思料せられます。日本と致しましても今後尚臺灣に対する関心を失はず、交易、文化交換等の平和的方策に依り互助互恵の關係を維持し國運再建の一助とし併せて日華提携に寄與する處あらんことを衷心念猶して已まぬ次第であります。